

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月19日
【事業年度】	第11期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社ネットマークス
【英訳名】	NETMARKS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大橋 純
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目3番12号
【電話番号】	03（3423）3291（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理・財務統括 西川 康雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目3番12号
【電話番号】	03（3423）3291（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理・財務統括 西川 康雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年7月31日に提出した第11期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

##### (9) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

(訂正後)

##### (9) 取締役会において決議できる株主総会決議事項

###### ①自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

###### ②中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年9月30日の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

###### ③取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮することができるように、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

###### ④監査役の責任免除

当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮することができるように、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。